

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2013-241946(P2013-241946A)

【公開日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【年通号数】公開・登録公報2013-065

【出願番号】特願2013-189178(P2013-189178)

【国際特許分類】

F 04 D 25/08 (2006.01)

【F I】

F 04 D 25/08 301A

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

羽根と、

前記羽根を回転させるための電動モータと、

前記羽根を覆うガード部と、

前記ガード部を左右に回動させるための首振り機構と、

設置状態のままで電動工具用のバッテリパックを設置面に沿ってスライドさせることで取り付け、取り外し可能なバッテリ装着凹部と、を有する扇風機。

【請求項2】

請求項1記載の扇風機であって、前記首振り機構は、首振りモータを駆動源とする特徴とする扇風機。

【請求項3】

請求項1又は2記載の扇風機であって、前記バッテリ装着凹部が形成される台座部を有し、前記台座部には、交流を直流に変換するためのAC電源アダプタを接続するためのアダプタ接続部が設けられていることを特徴とする扇風機。

【請求項4】

請求項3記載の扇風機であって、前記台座部の正面には使用者が操作する操作パネルが設けられることを特徴とする扇風機。

【請求項5】

請求項4記載の扇風機であって、前記操作パネルには、前記首振りモータを起動するためのボタンが配置されていることを特徴とする扇風機。

【請求項6】

請求項1～5の何れか1項に記載した扇風機であって、前記バッテリ装着凹部を設置面にに対して支持する左右一対の脚部を有することを特徴とする扇風機。

【請求項7】

請求項1～5の何れか1項に記載した扇風機であって、前記首振りモータは、前記羽根の下方に配置されており、前記首振りモータを設置面に対して支持する左右一対の脚部を有することを特徴とする扇風機。